

違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案要綱

第一 総則

一 趣旨

この法律は、違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟について定めるものとする。

(第一条関係)

二 定義

- 1 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいうものとする。
- 2 この法律において「職員」とは、国庫金の支出、賦課若しくは徴収、財産（国有財産法第二条第一項に規定する国有財産、物品管理法第二条第一項に規定する物品及び国の債権の管理等に関する法律第二条第一項に規定する債権並びに法律の規定により国が保有する資金（積立金を含む。）をいう。以下同じ。）の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行又は債務その他の義務の負担に係る各省各庁所属の職員（財政法第二十一条に規定する各省各庁に所属する職員（各省各庁の長を

除く。)をいう。以下同じ。)をいい、当該各省各庁所属の職員の事務を会計法その他の法令の規定により行う各省各庁所属の職員以外の者を含むものとする。

(第二条関係)

第二 違法な国庫金の支出等に関する監査

一 監査の請求

日本の国籍を有する者は、各省各庁の長又は職員について、違法若しくは不当な国庫金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に国庫金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、会計検査院に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって国の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができるものとする。（第三条関係）

二 請求期間

一による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、することができないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないものとする。

(第四条関係)

三 暫定的停止勧告

一による請求があった場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により国に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、会計検査院は、各省各庁の長又は職員に対し、理由を付して四の1の手續が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができるものとする。この場合においては、会計検査院は、当該勧告の内容を一による請求をした者（以下「監査請求人」という。）に通知し、かつ、これを公表しなければならないものとする。

(第五条関係)

四 監査及び勧告

1 一による請求があった場合においては、会計検査院は、監査を行い、請求に理由がないと認めると

きは、理由を付してその旨を書面により監査請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、各省各庁の長又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を監査請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならないものとする。

2 1による会計検査院の監査及び勧告は、一による請求があった日から六十日以内に行わなければならないものとする。

3 会計検査院は、1による監査を行うに当たっては、監査請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならないものとする。

4 会計検査院は、3による陳述の聴取を行う場合又は関係のある各省各庁の長若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、それぞれ、関係のある各省各庁の長若しくは職員又は監査請求人を立ち会わせることができるものとする。

5 1による会計検査院の勧告があったときは、当該勧告を受けた各省各庁の長又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を会計検査院に通知しなければならないも

のとすること。この場合においては、会計検査院は、当該通知に係る事項を監査請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならないものとする。

(第六条関係)

五 検定の実施等

- 1 会計検査院は、一による請求があつた場合において、当該行為又は怠る事実につき会計法、予算執行職員等の責任に関する法律（特別調達資金設置令第八条又は国税収納金整理資金に関する法律第十七条の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）又は物品管理法の規定により弁償の責めに任ずべき者については、四の1による監査及び勧告に代えて、又は四の1による監査及び勧告とともに、会計検査院法又は予算執行職員等の責任に関する法律の定めるところにより、検定（再検定を含む。以下同じ。）をしなければならないものとする。この場合においては、会計検査院は、検定の結果を弁償を命ずる権限を有する者（以下「弁償命令権者」という。）及び監査請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならないものとする。
- 2 1による検定については、四の2から4までを準用するものとする。ただし、予算執行職員等

の責任に関する法律第五条第二項の規定による口頭審理（以下「口頭審理」という。）を行う場合においては、四の4は、準用しないものとする。

3 会計検査院は、2のただし書の場合において、必要があると認めるときは、口頭審理に監査請求人を立ち合わせることができるものとする。

4 弁償命令権者は、1により会計検査院が弁償責任があると検定をした場合においては、1の後段による通知があった日から十五日以内に弁償を命ずるとともに、その旨を会計検査院に通知しなければならないものとする。この場合においては、会計検査院は、当該通知に係る事項を監査請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならないものとする。

（第七条関係）

第三 違法な国庫金の支出等に関する訴訟

一 訴えの提起

監査請求人は、第二の四の1による会計検査院の監査の結果若しくは勧告若しくは第二の四の5による各省各庁の長若しくは職員の措置に不服があるとき、又は会計検査院が第二の四の1による監査若し

くは勧告を第二の四の２の期間内に行わないとき、若しくは各省各庁の長若しくは職員が第二の四の５による措置を講じないときは、裁判所に対し、第二の一の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもって次に掲げる請求をすることができるものとする。第二の五の１による会計検査院の検定の結果若しくは当該検定に係る弁償の命令に不服があるとき、又は会計検査院が第二の五の１による検定を第二の五の２において準用する第二の四の２の期間内に行わないとき、若しくは第二の五の１により会計検査院が弁償責任があると検定をしたにもかかわらず弁償命令権者が弁償を命じないときも、同様とするものとする。

(一) 当該行為の全部又は一部の差止めの請求

(二) 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求

(三) 当該怠る事実の違法確認の請求

(四) 当該行為若しくは怠る事実に係る各省各庁の長若しくは職員又はその相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを求める請求。ただし、当該行為若しくは怠る事実に係る各省各庁の長若しくは職員又はその相手方が弁償命令権者による弁償の命令の対象となる者である場合にあっては、当

該弁償の命令をすることを求める請求

(第八条関係)

二 被告適格等

- 1 行政事件訴訟法第十一条の規定は、一の(一)及び(三)の請求に係る一による訴訟について準用するものとする。
- 2 一の(四)の請求に係る一による訴訟は、国を被告として提起しなければならないものとする。この場合においては、行政事件訴訟法第十一条第四項から第六項までの規定を準用するものとする。

(第九条関係)

三 管轄

行政事件訴訟法第十二条の規定は、一の(一)、(三)及び(四)の請求に係る一による訴訟について準用するものとする。

(第十条関係)

四 出訴期間

- 1 一による訴訟は、次に掲げる期間内に提起しなければならないものとする。

- (一) 会計検査院の監査の結果若しくは勧告又は検定の結果に不服がある場合は、当該監査の結果若しくは当該勧告の内容又は当該検定の結果の通知があった日から三十日以内
- (二) 会計検査院の勧告を受けた各省各庁の長若しくは職員の措置又は弁償命令権者による弁償の命令に不服がある場合は、当該措置又は弁償の命令に係る会計検査院の通知があった日から三十日以内
- (三) 会計検査院が請求をした日から六十日を経過しても監査若しくは勧告又は検定を行わない場合は、当該六十日を経過した日から三十日以内
- (四) 会計検査院の勧告を受けた各省各庁の長若しくは職員が措置を講じない場合又は会計検査院が弁償責任があると検定をしたにもかかわらず弁償命令権者が弁償を命じない場合は、それぞれ当該勧告に示された期間又は当該検定の結果の通知があった日から十五日を経過した日から三十日以内

2 1の期間は、不変期間とするものとする。

(第十一条関係)

五 別訴の禁止

一による訴訟が係属しているときは、他の監査請求人は、別訴をもって同一の請求をすることができ

ないものとする。

(第十二条関係)

六 差止めの制限

一の(一)の請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができないものとする。

(第十三条関係)

七 訴訟告知

- 1 一の(四)の請求に係る一による訴訟が提起された場合には、当該行為若しくは怠る事実に係る各省各庁の長若しくは職員又はその相手方に対して、国は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならないものとする。
- 2 1の訴訟告知は、当該訴訟に係る損害賠償若しくは不当利得返還又は弁償の請求権の時効の中断に関しては、民法第百四十七条第一号の請求とみなすものとする。
- 3 1の訴訟告知は、当該訴訟が終了した日から六月以内に裁判上の請求、破産手続参加、仮差押若しくは仮処分又は会計法第六条に規定する納入の告知をしなければ時効中断の効力を生じないものとする。

ること。

(第十四条関係)

八 仮処分の排除

一の違法な行為又は怠る事実については、民事保全法に規定する仮処分をすることができないものとする。

(第十五条関係)

九 行政事件訴訟法の適用

二から八までに定めるもののほか、一による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。

(第十六条関係)

十 損害賠償の請求等

- 1 一の(四)の本文の請求に係る一による訴訟について、損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合には、各省各庁の長又は職員は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、損害賠償金又は不当利得による返還金の支払を請求しなければならないものとする。
- 2 1により損害賠償金又は不当利得による返還金の支払を請求した場合において、当該判決が確定し

た日から六十日以内に当該請求に係る損害賠償金又は不当利得による返還金が支払われないときは、国は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならないものとする
こと。

(第十七条関係)

十一 弁償の命令等

- 1 一の(四)のただし書の請求に係る一による訴訟について、弁償の命令を命ずる判決が確定した場合においては、弁償命令権者は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、弁償を命じなければならないものとする
こと。
- 2 1により弁償を命じた場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該弁償の命令に係る弁償金が支払われないときは、国は、当該弁償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならないものとする
こと。
- 3 1によりなされた弁償の命令について取消訴訟が提起されているときは、裁判所は、当該取消訴訟の判決が確定するまで、当該弁償の命令に係る2による訴訟の訴訟手続を中止しなければならないも
と
す
る
こ
と
。

のとする事。

- 4 1によりなされた弁償の命令については、行政不服審査法による不服申立てをすることができないものとする事。

(第十八条関係)

第四 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、この法律の施行後にした行為について適用するものとする事。ただし、二は、公布の日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

- 二 政府は、第三の一による訴訟を提起した者が弁護士又は弁護士法人に支払うべき報酬の額をその者が勝訴した場合には国が負担する制度等について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。

(附則第二条関係)

- 三 関係法律について所要の規定の整備を行うものとする事。

(附則第三条及び第四条関係)